

申告相談

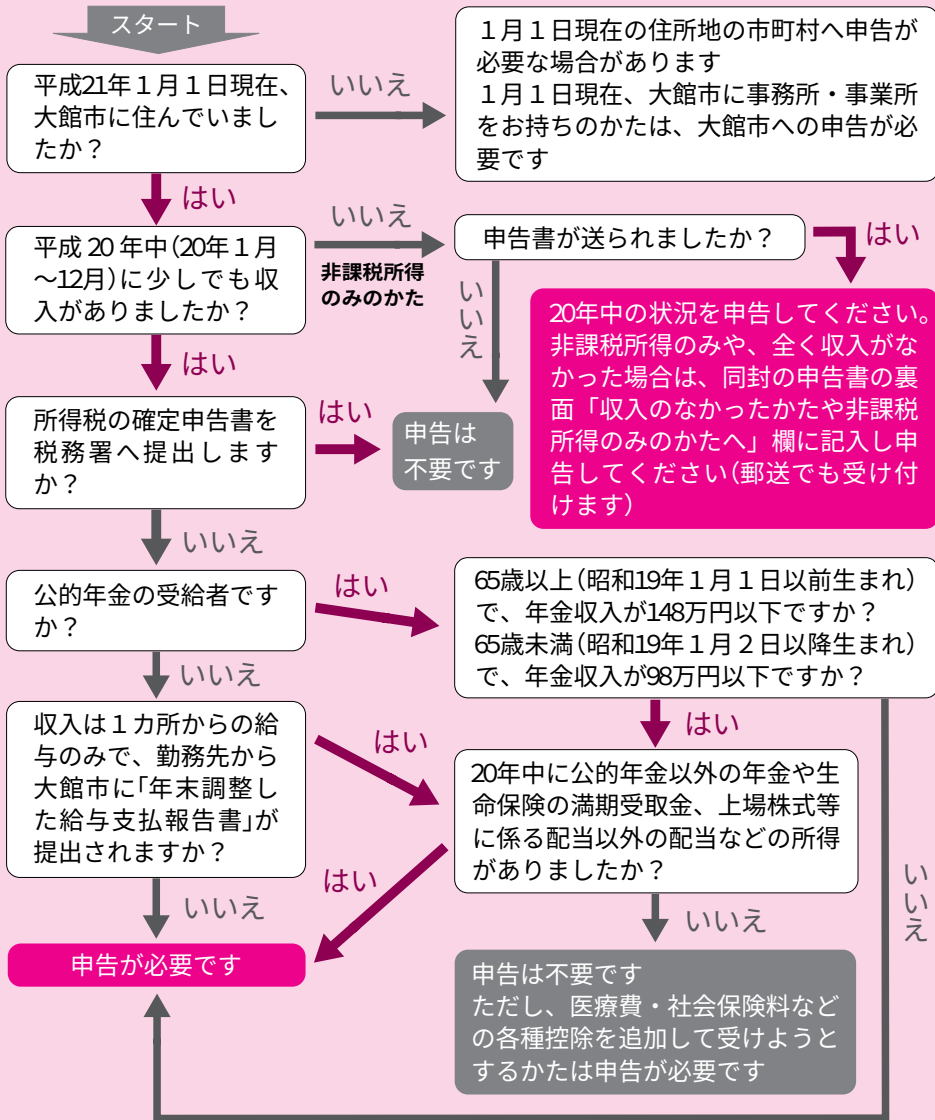
平成21年度分市・県民税の申告相談が2月5日(木)から始まります。期限までに申告しない場合や誤った申告をした場合は、所得証

明書を発行できなかったり、後で税額が追加されたりしますので、期間内に正しい申告をしましょう。

期間 2月5日(木)～3月16日(月)
問 税務課市民税係 ☎43-7033

あなたは申告が必要ですか？

申告書は、昨年の申告状況等を参考にして送付しています。下の図を参考に、申告書が送られなくても、申告が必要なかたは申告してください。申告書などが必要なかたは、ご連絡ください。



営業等所得、農業所得、不動産所得があるかた

申告書と一緒に収支内訳書を送付しています。収支内訳書を作成し、帳簿など関係書類(収支計算ノート、出荷証明書、領収書など)を持参してください。20年中に新たに事業を始めたかたで、収支内訳書が送られていない場合は、ご連絡ください。農業所得を簡易計算で申告していたかた

簡易計算が廃止され、すべて収支計算になりました。必要経費は実額を積み上げて申告する必要があります。申告相談がスムーズに進むよう、次の関係書類を準備し持参してください。収入金額の分かる書類

- 農協などの「出荷証明書」や「精算書」、集落営農組合の「損益分配通知書」
- 水稲共済金や無事戻金などの受給者は、金額が分かる書類
- 受け取り小作料、作業受託料などの収入があるかたは、相手先や収入金額が分かるもの経費の分かる書類
- 農協などの「お買上げ明細書(取引明細書)」や「農業用資材購入証明書」
- 小作料、作業委託料(田植えや稲刈りなど)の領収書
- 農機具や農業用車両などを購入した際の契約書、領収書

修理や車検、自動車税などの領収書

- 組合費、土地改良費の領収書
- 固定資産税の課税明細書
- 農業に要した水道光熱費の領収書

● 農業共済掛金の領収書

※あらかじめ各種類に分類し、それぞれの合計金額を計算してきてください。家事用の経費は算入できません。

譲渡所得があるかた

収用による譲渡などで、所得額が特別控除額以下になる場合は、所得税や市・県民税が課税にならないことも国民健康保険税の減額判定資料になりますので市・県民税の申告相談時に申告をお願いします。

医療費控除を申告するかた

医療費の領収書の合計金額を

申告会場が変わりました

大館地区は比内総合支所をお願いします。

申告会場では

- ① 受付時間内に、会場入口に置いてある番号札を手前からお取りください。
 - ② 番号が呼ばれるまでお待ちください。「目安時間」まで外出されても結構です。
- 開場 8時 申告開始 9時
受付 8時～15時30分(中央公民館は16時)
※開場時間前には、番号札を交付しません。